特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、国民年金に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部での不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年7月23日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報									
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	国民年金に関する事務								
②事務の内容	国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。 ①住民からの取得届、転入届に基づき、個人を単位とする国民年金加入資格得喪情報等を編成し、被保険者名簿を作成 ②転居届、転出届、出国届等の届出又は職権に基づく被保険者名簿への住民記録情報の記載、消除又は記載の修正・変更 ③被保険者の正確な記録を確保するための措置 ④保険料納付困難者等からの免除申請受付 ⑤老齢基礎年金ほか請求手続きに関する受付 ⑥年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供 ⑦受理した届書等の日本年金機構への送付進達及び厚生労働大臣への報告								
③対象人数	<選択肢>[10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファ・	イルを取り扱う事務において使用するシステム								
システム1									
①システムの名称	<mark>①システムの名称</mark> 国民年金システム								
	1. 被保険者名簿の記載・修正 取得・転入届、職権等により被保険者情報を新たに記載(被保険者名簿画面で端末入力作成)する機 能及び被保険者名簿に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 2. 被保険者名簿への住民記録情報の取込記載又は変更 転出・死亡届等の届出、又は職権に基づく被保険者名簿への住民記録情報の記載又は変更する機能 3. 被保険者名簿の照会 被保険者名簿から該当する住民に関する資格取得、喪失等の記載情報を照会する機能								

②システムの機能

る住民に関する貧格取得、喪矢等の記載情報を照会する機能 4. 国民年金届書の発行

取得届等に関する窓口受付帳票を発行する機能

5. 住民記録情報及び税情報の照会

住民記録情報画面及び税記録情報画面から該当する住民に関する記載情報を照会する機能

6. 日本年金機構年金事務所への住民記録・所得情報の提供

年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な住民記録情報や所得情報を 作成する機能

<令和6年3月以降>

7.免除・納付猶予・学生納付特例申請書の発行。

免除・納付猶予・学生納付特例申請書を印字し、発行する機能。

③他のシステムとの接続

] 情報提供ネットワークシステム

[]庁内連携システム

] 住民基本台帳ネットワークシステム

[〇] 既存住民基本台帳システム

)

[O] 宛名システム等] その他 (

[O] 税務システム

システム2~5

システム2						
①システムの名称	統合宛名システム					
②システムの機能	1 宛名番号付番機能 ・団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内宛名番号を付番する機能 2 宛名情報等管理機能 ・団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3 中間サーバー連携機能 ・中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 4 既存システム連携機能 ・既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能					
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム					
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇]既存住民基本台帳システム					
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム					
	[〇]その他 (中間サーバー、福祉システム)					
システム3						
①システムの名称	中間サーバー					
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能・情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 ・情報照会を機能 ・情報照会ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3 情報提供機能・情報服会ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 ・ データ送受信機能 ・ ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、・・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、・・中間サーバーを情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、・・キュリティ管理機能 ・ セキュリティ管理では機能 ・ セキュリティ管理では機能 ・ セキュリティを管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 ・ ・セキュリティ管理機能 ・ ・セキュリティを管理する機能					

	[〇] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
②州のシステノトの技结	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等	[] 税務システム
	[]その他 ()
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル名	8	
①国民年金ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び <mark>別表の46及び116</mark> の 命令第24条の2及び第59条	項並びに <mark>番号法別表</mark> の主務省令で定める事務を定める
5. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠		
6. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	松山市 福祉推進部保険給付·年金課	
②所属長の役職名	課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定	個人情報ファイル名	ž
(1)国民年	F金ファイル	
2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		<選択肢> 「
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された満20歳以上70歳未満の被保険者(住民登録外者を含む。)
	その必要性	住民の資格取得・喪失等の届出により、法令に基づく被保険者名簿を作成し、年金記録等の情報管理 を行うとともに、住民登録情報に基づく異動、変更管理又は修正すべきとされている。
④記録さ	れる項目	<選択肢>
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [O] 個人番号 [O] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [O] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [O] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [O] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育で関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 全活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [O] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 炎害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	国年法に基づき、各種届出、申請等の受理及び日本年金機構への進達並びに厚生労働大臣への報告 が法定化されている。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開	始日	平成27年10月
⑥事務担当部署		松山市福祉推進部保険給付・年金課

3. 特定	個人情報の入手	·使用					
①入手元 ※		[〇] 本人又は本人の代理人					
		[]評価実施機関内の他部署 ()					
		[O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構)					
サバナル	· *	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()					
		[]民間事業者 ()					
		[]その他()					
		[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ					
②入手方	· 法	[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム					
0,,,,,		[]情報提供ネットワークシステム					
		[] その他()					
③使用目	的 ※	国年法に基づき、各種届出、申請等の受理及び日本年金機構への進達並びに厚生労働大臣への報告 が法定化されている。					
④使用の	使用部署	【福祉推進部】保険給付・年金課、福祉届出コーナー 【総合政策部】システム管理課 【市民部】市民課、支所(三津浜・和気・堀江・垣生・興居島・五明・伊台・小野・石井・久谷・潮見・久枝・ 味生・桑原・道後・生石・余土・湯山・久米・浮穴・北条・中島)、久谷支所出口出張所、興居島支所泊出 張所、湯山支所河中出張所、北条支所浅海・立岩・河野・粟井出張所					
	使用者数	<選択肢>(選択肢>50人以上100人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上					
⑤使用方法		・被保険者名簿へ記載することで、被保険者の資格等の情報を適正に管理する。 ・日本年金機構への進達、厚生労働大臣への報告に使用する。 ・個人番号の管理を行う。					
	情報の突合	・国民年金届等の際に入手する場合は、年金手帳とその他本人確認書類で突合を行う。 ・日本年金機構で新たに基礎年金番号が生成された場合は、日本年金機構へ照合し突合を行う。					
⑥使用開始日		平成28年1月1日					

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件					
委託	事項1	国民年金システム等運用支援業務					
①委託内容		・国民年金システムの運用支援業務 ・法制度改正に伴う国民年金システムの改修作業 ・委託する業務については、個人情報を適正に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている。					
②委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満					
③委託先名		富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部					
_	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない					
再 委 託	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託	委託事項2~5						
委託	委託事項6~10						
委託	委託事項11~15						
委託	委託事項16~20						

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[〇] 提供を行っている (1)件 [〇] 移転を行っている (1)件
(在供· 核粒の有無	[]行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	国民年金法第12条第1項、第4項 国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2 各号 番号法第19条第2号
②提供先における用途	・国民年金被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求の審査、決定 ・保険料免除や各種給付の審査、決定のための所得情報の確認
③提供する情報	・国民年金被保険者の異動情報 ・保険料免除、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報 ・保険料免除や各種給付の審査、決定のための所得情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者のうち異動があった者 ・保険料免除申請、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求した者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
○ 14.4.±.±	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [〇] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	国民年金被保険者の異動が発生した都度
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条11項
②移転先における用途	住民票記載事項のため
③移転する情報	国民年金被保険者である者の年金資格情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	住民基本台帳に登録されており、国民年金被保険者名簿で管理されている者
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
● オタキムノ」 石	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	国民年金被保険者において、資格の得喪にかかる異動が発生した都度

移転先2~5

移転先6~10

移転先11~15

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去

<松山市の措置>

- ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。
- ・データの不正持込・持出禁止を規定している。
- ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の 部屋とする。
- ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。

<ガバメントクラウドにおける措置(令和6年3月以降)>

- ①国民年金サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は クラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業 者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること
- 日本国内でのデータ保管を条件としていること
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データ は国及びガバメントクラウドのクラウド事業にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去する ことはない。

④クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの 復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータ を消去する。

⑤既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウド へ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しな くなった環境の廃棄等を実施する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

保管場所 ※

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1)国民年金ファイル

<宛名>

宛名番号 個人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民区分 世帯主情報 住民となった事由

現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

<年金基本>

宛名番号 基礎年金番号 電話番号 旧年金番号

く資格情報>

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理由 喪失日 喪失事由 喪失理由

<付加情報>

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

<免除情報>

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日 学校情報

<老齢裁定受付>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報

<障害裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報 診断書情報

<遺族裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 死亡情報

<老齢福祉裁定受付情報>

宛名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡情報

<所得情報>

宛名番号 相当年度 賦課年度 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除对象配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数 本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雜所得 合計所得金額 純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

[

リスクへの対策は十分か

十分である

1. 特定個人情報ファイル名

国民年金ファイル

国民中並ノバル						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
リスク: 目的外の入手が行わ	れるリスク					
リスクに対する措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、統合データベースからあらかじめ定められたインタフェース仕様に基づき取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、運用上、事前に国民年金システムに登録されている項目に関する情報の入手に限定している。					
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						
3. 特定個人情報の使用						
リスク1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報及び「II ファイルの概要」の「④記録される項目部分」で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。					
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 権限のない者(元職	は員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	〈選択肢〉〔 行っている 〕1) 行っている 2) 行っていない					
具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするための多要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。					
その他の措置の内容	_					

<選択肢>
] 1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱し	いの委託			[] 委託しない	
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない	
	規定の内容	・特定個 ・特定報 ・情報定 ・情報で ・情報で		する。 管理に責任 定する。 要請があっ の視察・監		などの	必要な措置を講ずる。	
	モ先による特定個人情イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		分に行っている 委託していない	
	具体的な方法							
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
_								

5. 特	定個人情報の提供・移転	伝(委託や作	育報提供ネットワーク	システム	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転 に関するルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)定	めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	職員に対し 【ルール遵 ⁵	を整備し、マニュアル: 教育を行う。 守の確認方法】		寺定個人情報の提供を行うととも 小に運用しているか確認する。	っに、マ	ニュアルの内容について
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である
特定付する措		委託や情報技	是供ネットワークシスラ	テムを通	iじた提供を除く。)におけるその	他のリ	スク及びそのリスクに対
_							

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容					
リスク	への対策は十分か	Ι	(選択肢>1) 特に力を入れている3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク	2: 不正な提供が行われ	るリスク				
リスク	に対する措置の内容					
リスク	への対策は十分か	Ι	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
情報抗	 是供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	びそのリスクに対する措置			
7. 特	定個人情報の保管・	消去				
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク				
①事故周知	枚発生時手順の策定・	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている		
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
その他の措置の内容		_	- <選択肢>			
リスクへの対策は十分か		[十分である		2) 十分である		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_						

8. 🖺	8. 監査						
実施の有無		[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇]外部監査			
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発						
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている		入れて行っている 2) 十分に行っている っていない			
	具体的な方法	3) 十分に行っていない <松山市の措置> ・国民年金関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 〈中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。					

10. その他のリスク対策

く中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による切一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

14 N134H1344 H1 C				
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2			
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を 受け付ける。			
③法令による特別の手続				
④個人情報ファイル簿への不 記載等				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	松山市福祉推進部保険給付·年金課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel (089-948-6376)			
②対応方法	電話による対応を受け付ける。			

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価				
①実施日	令和5年9月29日			
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】			
①方法				
②実施日・期間				
③主な意見の内容				
3. 第三者点検【任意】				
①実施日				
②方法				
③結果				

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	I 関連情報3.個人番号の利用	別表第一の31及び83	別表の46及び116	事後	法改正
令和7年3月19日	I 関連情報3.個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で	番号法別表の主務省令で	事前	法改正
令和7年3月19日	I基本情報6.評価実施機関にお ける担当部署 ①部署	保健福祉部国保·年金課	福祉推進部保険給付・年金課	事後	部署名変更
令和7年3月19日	基本情報 ⑥事務担当部者	保健福祉部国保·年金課	福祉推進部保険給付·年金課	事後	部署名変更
令和7年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署	【保健福祉部】国保·年金課	【福祉推進部】保険給付·年金課	事後	部署名変更
令和7年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先名	富士通Japan株式会社 愛媛支社	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	事後	部署名変更
令和7年3月19日	IV開示請求、問合せ2.特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	保健福祉部国保·年金課	福祉推進部保険給付・年金課	事後	部署名変更
令和7年3月19日	I 特定個人情報ファイルの概要3特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署	市民サービスセンター(フジグラン松山・伊予鉄 高島屋)		事後	組織変更による修正
令和7年7月23日		〈中間サーバー・プラットフォームの措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデーターセンターに設置しており、データーセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデーターベース内に保存され、バックアップもデーターベース上に保存される。	く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。・ロ本国内でデータを保管している。・中本国内でデータを保管している。②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	自治体中間サーバーのクラウド移行のため